### 令和6年度医学部保健学科第3年次編入学試験 入学者選抜方法等の変更について

令和6年度より,医学部保健学科第3年次編入学の入学者選抜方法を,以下のとおり変更します。

# 1. 出願資格

出願資格(※別紙)に以下の要件を新たに追加します。

志願を希望する専攻が定める出願資格を満たす者で、かつ本学が指定する以下の何 れかの英語資格・検定試験の基準スコア等を満たす者

専攻	TOEIC L&R	TOEFL iBT	実用英語技能検定 試験
看護学専攻	320 点以上	33 点以上	準2級以上
放射線技術科学専攻	360 点以上	37 点以上	準2級以上
検査技術科学専攻	420 点以上	43 点以上	2級以上

出願書類の提出期限から過去5年以内に受験したものに限ります。

## 2. 選抜方法

選抜方法及び配点を以下のとおり変更します。

### 変更前(令和5年度)

試験科目	学力検査		
専 攻	外国語(英語)	専門科目	面接
看 護 学 専 攻 放射線技術科学専攻 検査技術科学専攻	1 0 0	200	1 0 0

### 変更後(令和6年度)



試験科目	学力検査 専門科目	面接
看 護 学 専 攻 放射線技術科学専攻 検査技術科学専攻	2 0 0	1 0 0

#### 出願資格

- 看護学専攻を志望する者は、看護師国家試験に合格した者又はその受験資格を有す る者若しくは受験資格取得見込みの者で、次のいずれかに該当するものとします。
  - (1) 大学又は短期大学において看護の関係学科を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者
  - (2) 専修学校の専門課程において看護の関係学科を修了した者又は令和5年3月までに修了見込みの者で(注)に該当する者
  - (3) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の看護に関する専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者又は令和5年3月までに修了見込みの者で、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者。
- 放射線技術科学専攻を志望する者は、診療放射線技師国家試験に合格した者又はその受験資格を有する者若しくは受験資格取得見込みの者で、次のいずれかに該当する ものとします。
  - (1) 短期大学において診療放射線技術の関係学科を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者
  - (2) 専修学校の専門課程において診療放射線技術の関係学科を修了した者又は令和 5年3月までに修了見込みの者で(注)に該当する者
- 検査技術科学専攻を志望する者は、臨床検査技師国家試験に合格した者又はその受験資格を有する者若しくは受験資格取得見込みの者で、次のいずれかに該当するものとします。
  - (1) 短期大学において臨床検査技術の関係学科を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者
  - (2) 専修学校の専門課程において臨床検査技術の関係学科を修了した者又は令和5年3月までに修了見込みの者で(注)に該当する者
- (注) 専修学校の専門課程の修了者及び修了見込みの者とは、文部省告示第125号「修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること。」を満たす課程を修了した者又は令和5年3月までに修了見込みの者で、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者をいいます。